

日本外科系連合学会会費規則

第1条 日本外科系連合学会（以下、本会）の会費については、会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の会費は次のごとく定める。

正会員	年額	10,000円
準会員	年額	4,000円
評議員	年額	12,000円
FJCS	年額	12,000円
賛助会員	年額	壱口20万円以上
臨時会員	年額	4,000円

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

第4条 本規則は、理事会及び評議員会の議を経て変更できる。

付則

1. 平成22年6月17日 施行
2. 令和元年6月19日 一部改正